

# おしらせHOTコーナー 案内・催し

## おしらせHOTコーナー



市役所の電話  
**996-2111**  
FAX  
**995-7367**

### 案内

●八潮市総合教育会議の傍聴  
①5月13日(水) 午前9時30分～②5月27日(水) 午前11時～③6月5日(金) 午前10時30分  
●市役所別館B会議室③市役所別館A会議室  
●教育に関する大綱について  
定10人(当日先着順)  
●総務人事課 ☎230  
●第1回八潮市高齢者福祉施設やお苑運営委員会の傍聴  
①5月28日(木) 午後1時30分～3時  
②八潮メセナ会議室  
③八潮市高齢者福祉施設やお苑平成26年度事業報告について  
定10人(当日先着順)  
●長寿介護課 ☎447

### 会議の開催

●八潮市総合教育会議の傍聴  
①5月13日(水) 午前9時30分～②5月27日(水) 午前11時～③6月5日(金) 午前10時30分  
●市役所別館B会議室③市役所別館A会議室  
●教育に関する大綱について  
定10人(当日先着順)  
●総務人事課 ☎230  
●第1回八潮市高齢者福祉施設やお苑運営委員会の傍聴  
①5月28日(木) 午後1時30分～3時  
②八潮メセナ会議室  
③八潮市高齢者福祉施設やお苑平成26年度事業報告について  
定10人(当日先着順)  
●長寿介護課 ☎447

### 中小企業不況対策融資制度

不況時における特別措置として、中小企業の方を対象に経営の安定のために必要な資金の融資のあっせんを行います。  
●次のすべてに該当する方▼最近3カ月の月平均売上額が、昨年同期と比べて10パーセント以上減少しているか、2年前若しくは3年前の同期と比べて10パーセント以上減少し、かつ前年同期に比べて5パーセント以上減少している方▼市内で1年以上事業を営んでいる方▼期限の到来

### 総合相談

●5月15日(金) 午後1時20分～4時  
※弁護士による法律相談のみ電話予約制  
①5月13日(水) 午前9時～  
②八潮メセナ集会所  
③内弁護士・税理士・行政相談委員・宅地建物取引主任者・行政書士・司法書士が相談内容別に対応  
●無料  
●問広聴広報課 ☎373  
●役所の仕事などについて、「分からない」「説明に納得できない」「処理が間違っているのではないかなど」の苦情や要望を総務大臣から委嘱された行政相談委員が、相談を受け付けます。  
●毎月第2水曜日 午後1時30分～3時30分※5月は総合相談と同時開催  
●市民相談室

### 防災行政無線

#### テレホンサービス

**0120-840-225**  
防災行政無線で放送した内容が聞き取れなかった場合、再度聞き直せます(定時放送を除く)。通話料は無料です。

相談委員 篠宮有美さん、木方不二夫さん  
●問広聴広報課 ☎373  
●**埼玉県単独処理浄化槽の雨水貯留施設転用事業補助金**  
県には、綾瀬川・中川流域において公共下水道に接続した際に不用となる単独処理浄化槽を雨水貯留施設に転用した場合、最大10万円の補助を受けることができる補助制度があります。  
●問県水環境課 ☎048・830・3081

●**埼玉県文化振興基金助成事業**  
①8月～11月にアマチュア文化団体が実施する文化活動(活動成果の発表など)②8月～11月に伝統郷土芸能団体が実施する伝統・郷土芸能用具の整備、後継者育成など  
③8月～平成28年3月に文化団体やNPOなどが実施する子どもを対象とした文化芸術の体験教室や文化芸術を担う若手人材の発掘・育成を目的としたワークショップなど  
●助成額 ①2分の1以内(上限25万円)②③対象経費の20万円以内  
●5月22日(消印有効)までに、所定の事業計画書(県文化振興課または県ホームページで入手)を郵送で  
●県文化振興課 ☎048・830・2887、〒330-9301さいたま市浦和区高砂3-15-1へ

●**5月31日は世界禁煙デー**  
たばこは個人の嗜好品ですが、がんや生活習慣病など、さまざまな病気の危険因子であることが科学的に証明されています。また、たばこの煙の害は、周りの方にも及びます。この機会に「たばこ健康」について考えましょう。禁煙に関する情報は、市ホームページをご覧ください。  
●問保健センター ☎995・3381

●**計量器(はかり)の定期検査**  
取引や証明に使用している計量器(はかり)は、計量法第19条の規定により、2年に1回の定期検査が義務づけられています。該当する方は、必ず受検してください。  
●※検査には手数料がかかります。  
●5月28日(水)・29日(金) 午前10時～午後3時(正午～午後1時を除く)  
●市役所駐車場東側  
●市内の事業所などで使用しているひょう量50キログラム以下の機械式はかりをお持ちの方  
●問県計量検定所 ☎048・652・2171

## 市工業振興基金を活用した支援制度

工業の振興に向け、基金による支援を行います。

●**対象事業**  
●産学官共同研究事業  
市内の中小企業が新製品開発などのため、大学などと共同研究  
●国際規格等認証取得事業  
市内の中小企業がISO9001・14001およびエコアクション21の認証を新規取得  
●工業新製品開発事業  
市内の中小企業が行う一定の工業新製品開発  
●経営革新計画承認企業などが行う機械装置などの購入・修繕事業  
機械装置、工具器具の購入または修繕費

●**補助額**  
●産学官共同研究事業、ISO認証取得事業、工業新製品開発事業  
経費のうち、2分の1に相当する額(百円未満切り捨て、限度額30万円)  
●エコアクション21認証取得事業、経営革新計画承認企業などが行う機械装置などの購入・修繕事業  
経費のうち、2分の1に相当する額(百円未満切り捨て、限度額10万円)

●5月18日から6月30日までに、商工観光課(☎202)へ  
※予算枠に達し次第締め切り

●**第1回公民館パソコン講座**  
●5月27日(水)・29日(金)、6月3日(水)・5日(金)・10日(水)(全5回) 午後1時30分～3時30分  
●八幡公民館視聴覚室ほか  
●市内在住・在勤でパソコン未経験の方  
●**講師** 瀬田寿男さん、稲葉猛さん  
●定13人(申込順)  
●費108円(テキスト代)  
●5月14日から、窓口または電話で八幡公民館(☎995・6216、受付 午前9時～午後5時)へ

## 原動機付き自転車等の税率について

平成27年度分から適用される予定であった原動機付き自転車、小型特殊自動車および二輪車の新税率については、地方税法等の改正に伴い、平成28年度から適用されることになりました。

区分	平成27年度まで	平成28年度から	
原動機付き自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	51cc超～90cc以下	1,200円	2,000円
	91cc超～125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
二輪	軽二輪(125cc超～250cc以下)	2,400円	3,600円
	小型二輪(250cc超)	4,000円	6,000円

●問市民税課 ☎410